

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	2月10日	3月18日	発電所等の建設用地取得に向けた戸籍謄本の第三者請求手続の明確化	<p>【先の回答に対する再提案の内容】</p> <p>現在、戸籍謄本の第三者請求は、正当な理由がある場合に認められている。しかし、この「正当な理由」の要件は、明確化されていない。</p> <p>そこで、土地収用法第3条各号の事業のためによる請求は「正当な理由がある場合」に該当する場合があるので具体的な事例を基に照会があれば積極的に対応する旨、通知等で明確に示すべきである。また、可能であれば、あわせてその判断基準や照会後の対応プロセスも通知等で明確に示すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省
2	2月10日	3月18日	発電所等の建設用地取得に向けた住民票記載事項証明及び戸籍の附票の第三者請求手続の明確化	<p>【先の回答に対する再提案の内容】</p> <p>現在、住民票記載事項証明書や戸籍の附票の第三者請求は、正当な理由がある場合に認められている。しかし、この「正当な理由」の要件は、明確化されていない。</p> <p>そこで、土地収用法第3条各号の事業のためによる請求は「正当な理由がある場合」に該当する場合があるので具体的な事例を基に照会があれば積極的に対応する旨、通知等で明確に示すべきである。また、可能であれば、あわせてその判断基準や照会後の対応プロセスも通知等で明確に示すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省